## 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)の一部を 改正する法律(平成21年4月30日法律第31号)について

## 趣旨

最近の飲食料品の原産地等についての悪質な偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者に対する罰則を設ける等の措置を講ずる。

## 主な改正の内容

1.目的規定の改正(第1条)

法律の目的として、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護を明示する。

- 2.品質表示基準の遵守に関する規定の新設(第19条の13の2) 直罰規定の導入に伴い、製造業者等が品質表示基準に従い、農林物資の 品質表示をしなければならない旨を明文化する。
- 3.品質表示基準違反に係る公表に関する規定の新設(第19条の14の2) 品質表示基準違反に係る指示又は命令が行われるときは、これと併せて その旨の公表を行う規定を設ける。
- 4.原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者に対する罰則規 定の新設(第23条の2)

品質表示基準において表示すべきこととされている原産地(原料又は材料の原産地を含む。)について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金に処するものとする。

## 施行期日

公布の日(平成21年4月30日)から起算して30日後(平成21年5月30日)。

第一 合理化、 もに、 つて一 これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、 条 この法律は、 般消費者 農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによ 取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとと 0 選 適正 択に資し、 かつ合理的な農林物資の規格を制定し、 もつて農林物資の生産及び流通の 生産の

円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の

益の

保護に寄与することを目的とする。

(品質に関する表示の基準の遵守)

規定により定められた品質に関する表示の基準に従い、農林物資第十九条の十三の二 製造業者等は、前条第一項から第三項までの

(新設)

の品質に関する表示をしなければならない。

(表示に関する指示等)

第十九条の十四 は、 第二項 第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事 (以下「遵守事項」という。) を遵守しない製造業者等があるとき (以下 当該製造業者等に対して、 0 「表示事項」という。)を表示せず、 規定により定められた同条第一 農林水産大臣は、 表示事項を表示し、 第十九条の十三第一項若しくは 項第二号に掲げる事 又は同項若しくは同条 又は遵守事 項 項 項

を遵守すべき旨の指示をすることができる。

第一条 つて一 もに、 これを普及させることによつて、 ることを目的とする。 合理化、 この法律は、 農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによ 般消費者の 取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとと 選択に資し、 適正 カュ つ合理的な農林物資の規格を制定し、 もつて公共の福祉の増進に寄与 農林物資の品質の改善、 生産 0

(表示に関する指示等)

第十九条の十四 者等に対して、 事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規 の指示をすることができる。 項」という。)を遵守しない製造業者等があるときは、 により定められた同条第一項第二号に掲げる事項 定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項 表示事項を表示し、 農林水産大臣は、 前条第 又は遵守事項を遵守すべき旨 項若しくは第二項 ( 以 下 ( 以 下 当該製造業 「遵守事 表 の規 定 示

2 (略)	二〔略〕	一億円以下の罰金刑	一 第二十三条の二又は第二十四条 (第八号に係る部分に限る。)	る。	該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科す
2 [略]	二(略)	刑	一 第二十四条 (第八号に係る部分に限る。) 一億円以下の罰金		